

松崎町中小企業事業資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内中小企業者の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則(昭和33年松崎町規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第1号の2及び第3号に掲げる者をいう。

(2) 組合

法第2条第1項第2号から第7号までに掲げるものをいう。

(3) 申込人

融資を受けようとする者をいう。

(4) 取扱金融機関

静岡県信用保証協会(以下「協会」という。)と信用保証に関し約定し、かつ、県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、短期経営改善資金及び小口資金とする。

(融資の条件)

第4条 融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

(融資の申込)

第5条 申込人は、短期経営改善資金にあつては、別表に定める提出書類各1部を町に提示し、確認を受けたうえで、県の定めるところに従って融資を申し込むものとする。

2 申込人は、小口資金にあつては、別表に定める提出書類各1部を町に提出して申し込むものとする。

3 町は、融資の申し込みがあつた場合は、速やかに内容の審査を行ったうえで、申込書等を協会に送付するものとする。

(融資のあつせん)

第6条 協会は、町から前条により申込書等の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い適当と認めるときには取扱金融機関に融資のあつせんを行うものとする。

(融資の実行)

第7条 取扱金融機関は、前条により融資のあつせんを受けた場合は、速やかに内容を審査の上、融資を行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項により融資を行うにあたり、歩積・両建預金を要求してはならない。

(融資の拒絶)

第8条 取扱金融機関は、第6条により融資のあつせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、松崎町中小企業融資制度融資拒絶報告書(様式第3号)により町長に報告するものとする。

(融資条件の変更等)

第9条 協会は、取扱金融機関より融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、町長に報告するものとする。

(報告)

第10条 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより町長に報告するものとする。

(利子補給の額)

第11条 利子補給の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から3月31日まで(以下「下期」と

いう。)の各期間における融資平均残高(計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額)に別表に掲げる利子補給率及び期間(6/12)を乗じて得た額の合計とする。なお、協会の債務保証付融資にあっては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

(利子補給の申請)

第12条 取扱金融機関は、貸付金の利子補給を受けようとする時は、利子補給金交付申請書(様式第4号)に所要額計算書(様式第5号)を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、原則として毎年度上期分にあつては10月5日までに、下期分にあつては3月31日までに行うものとする。

3 町長は、前1項の申請に基づきその内容を審査し、利子補給の決定をした時は、申請者に対し利子補給金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第13条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

(1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法

(2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第14条 利子補給金の交付の決定を受けた取扱金融機関は、事業終了後、実績報告書(様式第7号)に所要額計算書(様式第5号)を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告は、毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月10日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月10日までに行うものとする。

(交付の確定)

第15条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があつた時は、当該報告書の内容を審査し、利子補給金交付額を確定するとともに利子補給金交付確定通知書(様式第8号)を申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第16条 取扱金融機関は、利子補給金交付確定通知書受領後10日以内に請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(松崎町小口資金融資制度要綱及び松崎町中小企業季節資金あつ旋融資制度要綱の廃止)

2 松崎町小口資金融資制度要綱(昭和53年松崎町要綱第6号)及び松崎町中小企業季節資金あつ旋融資制度要綱(昭和54年松崎町要綱第2号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金の措置及び預託を除き従前の例による。

(利子補給率の特例)

4 既往融資の利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

(融資利率-預託利率×預託割合/1-預託割合)-融資利率

5 平成21年度の短期経営改善資金及び小口資金の町利子補給率は、年1.0%以内とする。

附 則(平成15年7月2日要綱第11号)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月1日要綱第3号)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づいて行なつた融資については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成17年 3 月31日要綱第 8 号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月10日要綱第10号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成19年 4 月 1 日以降に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月23日要綱第12号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成19年10月 1 日以降に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月13日要綱第 3 号）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月24日要綱第10号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規定は、平成22年 3 月 1 日以降に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月10日要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年11月26日告示第107号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	信用保証及び保証料	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
事業資金	短期経営改善資金	町内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であつて、次のア、イに該当する者。 ア 常時使用する従業員の数が、50人（商業又はサービスを主たる事業とする事業者にあつては20人）以下のもの。 イ 事業税、県民税又は町民税のいずれかについて本制度の申込日以前において納期が到来した納税額（延納又は納税猶予	仕入れ、決済、賞与等に必要資金 1 企業700万円 1 組合1,500万円 ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円かつ1組合員あたり700万円	融資利率年1.6%（県制度融資利率年1.8%－町利子補給率年0.2%）	5ヶ月以内	元金均等月賦償還又は一括償還	協会の保証付きとし、協会の定めるところによる。	協会の定めるところによる。	申込書（様式第1号） 県が定める書類	県の定めるところによる。 ※ただし、町の確認を受けることが必要

	に係る税額を除く。)を完納している者。									
小口資金	町内において原則として申し込み日以前6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、次のアからエに該当する者。 ア 常時使用する従業員の数が、30人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては10人)以下のもの。 イ 事業税、県民税又は町民税のいずれかについて本制度の申込日以前において納期が到来した納税額(延納又は納税猶予に係る税額を除く。)を完納している者。 ウ 協会の信用保証対象資格があること。	事業資金	1企業 700万円	融資利率年 1.8% (基準金利年 1.98% 一町利子補給率年 0.18%)	5年以内	元金均等月賦償還とする。なお、災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動された災害により損害を被った者(以下「被災小規模事業者」という。)が既に融資を受けている時には、当該小口資金の返済を1年猶予し、さらに、返済期間を1年延長することができる。この場合において、当該被災小規模事業者は、町長の発行する被災証明書を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。	協会の保証付きとし、協会の定めるところによる。	協会の定めるところによる。	申込書(様式第2号)協会が定める書類	松崎町 企画観 光課